

(参考資料) 評価の基本的な考え方・方針に係る他事例について(対象：私立から公立化，かつ市単独設置で状況が公開されている5事例) ※地方独立行政法人法改正前

項目	公立千歳科学技術大学	長野大学	福知山公立大学	山陽小野田市立山口東京理科大学	周南公立大学
名称	公立大学法人公立千歳科学技術大学の業務実績評価方針(2ページ)	業務実績の評価に関する基本的な考え方(2ページ)	公立大学法人福知山公立大学の業務の実績に関する評価方針(2ページ)	公立大学法人山陽小野田山口東京理科大学業務実績の評価に対する基本的な考え方(2ページ)	公立大学法人周南公立大学の業務実績評価の基本的な考え方(4ページ)
評価の目的	1 評価の目的 法人運営の質的向上を促進することを目的とする。	1 評価の目的 (1) 評価により，大学の業務運営の継続的な質的向上を促進すること (2) 評価を通じて，市民・地域・産業界・学生・保護者・卒業生・高校生など，地域社会への説明責任を果たすこと	※前文として この方針は，公立大学法人福知山公立大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人福知山公立大学（以下「法人」という。）の業務実績評価を実施するにあたっての基本的な考え方や評価方法等について定めるものである。	1 評価の目的 (1) 評価により，山陽小野田市立山口東京理科大学の継続的な質的向上を促進すること (2) 評価を通じて，社会への説明責任を果たすこと	※前文として この基本的な考え方は，周南市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が，公立大学法人周南公立大学（以下「法人」という。）の業務実績の評価を実施するにあたっての基本方針及び評価の方法等について定めるものとする。
基本方針	2 基本方針 (1) 評価は，大学における教育研究の特性に配慮して行うものとする。 (2) 評価は，法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。 (3) 評価は，書面調査，ヒアリング及び現地視察を通じて行うものとする。 (4) 評価は，中期目標の達成に向けた中期計画又は年度計画の実施状況を確認する観点から行うものとする。 (5) 法人運営の継続的な改善・質的向上に資する評価を行う。	2 基本方針 (1) 評価は，教育研究の特性，自主性，自律性に配慮しつつ，法人の継続的な質的向上に資するものとする。 (2) 評価は，中期目標・中期計画の達成状況を踏まえ，法人の業務実績全体について総合的に行う。 (3) 評価は，一連の過程を通じて，法人の状況を分かりやすく示し，社会への説明責任を果たすものとする。 (4) 評価は，法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期の中期目標・中期計画の検討に資するものとする。 (5) 評価の仕組みについては，必要に応じて工夫・改善を行う。	1 評価の基本的な考え方 (1) 評価は，法人の教育研究の特性や運営の自主性，自立性に配慮して行うものとする。 (2) 評価は，中期目標・中期計画の達成状況等を踏まえ，法人の組織・業務運営等に関して総合的に行い，改善すべき点等を明らかにすることにより，法人運営の質的向上に資するものとする。 (3) 評価は，法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期の中期目標・中期計画の検討に資するものとする。 (4) 評価を通じて，法人の中期目標・中期計画の達成に向けた取り組み状況やその成果をわかりやすく示し，市民への説明責任を果たすものとする。 (5) 評価方法については，必要に応じて工夫・改善を行うものとする。	2 基本方針 (1) 評価は，教育研究の特性，自主性，自律性に配慮しつつ，公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）の継続的な質的向上に資するものとする。 (2) 評価は，中期目標・中期計画の達成状況を踏まえ，法人の業務実績全体について総合的に行う。 (3) 評価は，一連の過程を通じて，法人の状況を分かりやすく示し，社会への説明責任を果たすものとする。 (4) 評価は，法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期の中期目標・中期計画の検討に資するものとする。 (5) 評価にかかる業務が法人の過度の負担とならないように留意する。 (6) 評価の仕組みについては，必要に応じて工夫・改善を行う。	1 基本方針 (1) 評価は，大学における教育研究の特性や運営の自主性，自律性に配慮して行うものとする。 (2) 評価は，中期目標の達成に向けた中期計画または年度計画の実施状況を確認する観点から行うものとし，次期の中期目標・中期計画の検討に資するものとする。 (3) 評価は，法人運営の継続的な改善・質的向上に資する評価を行うものとする。 (4) 評価は，中期目標の達成に向けた取り組みを分かりやすく示すことによって，透明性の確保を図るとともに，社会への説明責任を果たすものとする。 (5) 評価は，必要に応じて工夫・改善を行うものとする。

(参考資料) 評価の基本的な考え方・方針に係る他事例について(対象：私立から公立化，かつ市単独設置で状況が公開されている5事例) ※地方独立行政法人法改正前

項目	公立千歳科学技術大学	長野大学	福知山公立大学	山陽小野田市立山口東京理科大学	周南公立大学
評価事項 (評価の種類)	—	3 評価事項 地方独立行政法人法（以下「法」という。）に規定する以下の評価を実施する。 ア 法第78条の2に基づく各事業年度分，中期目標期間終了見込分及び中期目標期間終了時に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」，「見込み評価」，「中期目標期間評価」という。）	2 評価方法 （1）評価は，地方独立行政法人法（以下「法」という。）に規定する以下の評価を実施する。 ①年度評価 法第78条の2に定める各事業年度に係る業務の実績に関する評価 ②中期目標期間評価 法第78条の2に定める中期目標に係る業務の実績に関する評価 （2）評価は，法人の自己評価を付した業務実績報告書等に基づいて行うことを基本とする。 なお，法第79条の規定に基づき，中期目標期間における評価は，認証評価機関の評価を踏まえることとする。 （3）年度評価及び中期目標期間評価は，「項目別評価」と「全体評価」により行う。	3 評価事項 (1) 下記(2)及び(3)に掲げる事業年度以外の各事業年度における業務の実績 (2) 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績 (3) 中期目標の期間の最後の事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績	2 評価の種類 評価委員会は，地方独立行政法人法（以下「法」という。）第78条の2第1項に規定する次の評価を行う。 （1）各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。） （2）中期目標期間4年目終了時に行う，中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価（以下「中間評価」という。） （3）中期目標期間終了時に行う，中期目標期間における業務の実績に関する評価（以下「期間評価」という。）
評価方法	3 評価方法 （1）評価委員会は，法人の自己点検・評価に基づき，地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第78条の2第1項に規定する次の評価を行う。 ア 各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。） イ 中期目標期間4年目終了時に行う，中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価（以下「4年目終了時評価」という。） ウ 中期目標期間終了時に行う，中期目標期間における業務の実績に関する評価（以下「6年目終了時評価」という。） （2）法第79条の規定に基づき，4年目終了時評価及び6年目終了時評価を行うに当たっては，認証評価機関の評価を踏まえることとする。 （3）評価は，「項目別評価」及び「全体評価」により行う。 ア 項目別評価 中期目標・中期計画に定められた各項目の進捗状況又は達成状況を確認し，評価を行う。 イ 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ，法人の中期目標・中期計画の進捗状況又は達成状況の全体について総合的に評価を行う。 （4）評価の透明性・正確性を確保するために，評価結果を決定する前にその結果を法人に示し，意見の申立ての機会を設ける。	4 評価方法 ○年度評価，見込評価及び中期目標期間評価は，「項目別評価」と「全体評価」により行う。 ・項目別評価 中期目標・中期計画に定められた各項目の進捗状況または達成状況を確認し，評価を行う。 ・全体評価 項目別評価の結果を踏まえ，法人の中期目標・中期計画の進捗状況または達成状況の全体について総合的に評価を行う。 ○評価は，法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。なお，法第79条の規定に基づき，中期目標期間における評価は，認証評価機関が行う教育研究等の総合的な状況についての評価を踏まえることとする。 ○評価の透明性・正確性を確保するために，評価結果を決定する前にその結果を法人に示して，意見の申立ての機会を設ける。 ○年度評価，見込評価及び中期目標期間評価の具体的な方法については，別途定める。	①項目別評価 中期目標及び中期計画に定められた各項目の進捗状況又は達成状況を確認し，評価を行う。 ②全体評価 項目別評価の結果を踏まえ，法人の中期目標・中期計画の進捗状況又は達成状況の全体について総合的に評価を行う。 （4）評価の透明性・正確性を確保するために，評価結果を決定する前にその結果を法人に示して，意見の申立ての機会を設ける。 （5）年度評価及び中期目標期間評価の具体的な方法については，別途定める。	4 評価方法 (1) 評価は，法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。なお，地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第79条の規定に基づき，中期目標期間における評価は，認証評価機関の評価を踏まえることとする。 (2) 評価は，「項目別評価」と「全体評価」により行う。 ア 項目別評価 中期目標・中期計画に定められた各項目の進捗状況又は達成状況を確認し，評価を行う。 イ 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ，法人の中期目標・中期計画の進捗状況又は達成状況の	3 評価方法 （1）評価は，法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。 なお，法第79条の規定に基づき，中間評価及び期間評価を行うに当たっては，学校教育法第109条第2項に規定する認証評価機関の評価を踏まえることとする。 （2）評価は，書面調査，ヒアリング及び現地視察等を通じて行うものとする。 （3）評価は，「小項目別評価・大項目別評価」及び「全体評価」により行う。 ア 小項目別評価・大項目別評価 中期目標・中期計画に定められた各項目の進捗状況または達成状況を確認し，評価を行う。 イ 全体評価 小項目別評価・大項目別評価の結果を踏まえ，法人の中期目標・中期計画の進捗状況または達成状況の全体について総合的に評価を行う。 （4）評価の透明性・正確性を確保するために，評価結果を決定する前にその結果を法人に示し，意見の申立ての機会を設ける。 （5）年度評価・中間評価・期間評価の具体的な方法については，別途定める。

(参考資料) 評価の基本的な考え方・方針に係る他事例について(対象：私立から公立化，かつ市単独設置で状況が公開されている5事例) ※地方独立行政法人法改正前

項目	公立千歳科学技術大学	長野大学	福知山公立大学	山陽小野田市立山口東京理科大学	周南公立大学																											
その他	<p>4 法人において留意すべき事項 業務実績評価は，法人から提出される業務実績報告書を基に行うものであり，また，評価結果は広く市民に公表されるものであることから，法人は業務実績報告書の作成に当たっては，専門用語には用語説明を添えるなど，分かりやすい記述に努めるものとする。</p>	<p>5 評価のイメージ</p> <p>6 評価スケジュール(予定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>時期</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 第1回評価委員会(法人ヒアリング)</td> <td>7月5日(火)</td> <td>・令和3年度業務実績報告書等 ・委員による質疑、意見交換</td> </tr> <tr> <td>2 評価書原案の作成</td> <td>7月18日(月)</td> <td>・評価委員が評価書原案を作成(事務局にて集約)</td> </tr> <tr> <td>3 第2回評価委員会(評価書審議)</td> <td>7月21日(木)</td> <td>・業務実績評価(項目別評価)</td> </tr> <tr> <td>4 第3回評価委員会(評価書審議)</td> <td>8月2日(火)</td> <td>・業務実績評価(全体評価)</td> </tr> <tr> <td>5 評価書の確定</td> <td>8月12日(金)</td> <td>・市長に報告(8月23日(火)予定)</td> </tr> <tr> <td>6 評価書の公表</td> <td>9月</td> <td>・公表(9月議会報告案件)</td> </tr> <tr> <td>7 第4回評価委員会</td> <td>10~11月</td> <td>・次年度改善策 ・次期中期目標についての意見聴取</td> </tr> <tr> <td>8 第5回評価委員会</td> <td>1~2月</td> <td>・次期中期計画についての意見聴取</td> </tr> </tbody> </table>	項目	時期	実施内容	1 第1回評価委員会(法人ヒアリング)	7月5日(火)	・令和3年度業務実績報告書等 ・委員による質疑、意見交換	2 評価書原案の作成	7月18日(月)	・評価委員が評価書原案を作成(事務局にて集約)	3 第2回評価委員会(評価書審議)	7月21日(木)	・業務実績評価(項目別評価)	4 第3回評価委員会(評価書審議)	8月2日(火)	・業務実績評価(全体評価)	5 評価書の確定	8月12日(金)	・市長に報告(8月23日(火)予定)	6 評価書の公表	9月	・公表(9月議会報告案件)	7 第4回評価委員会	10~11月	・次年度改善策 ・次期中期目標についての意見聴取	8 第5回評価委員会	1~2月	・次期中期計画についての意見聴取	<p>※令和3年度業務実績評価の方針について(R3は1ページ) 令和3年度業務においては，新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ，以下の方針で評価を行う。</p> <p>1 「公立大学法人福知山公立大学の業務の実績に関する評価方針」において 1 評価の基本的な考え方 (1)～(4)略 (5) 評価方法については，必要に応じて工夫・改善を行うものとする。と定められている。</p> <p>2 この考え方に基づき，新型コロナウイルス感染症の影響により，令和3年度に予定していた事業を実施できなかった計画や令和4年度以降の事業の取り組み内容に影響が及ぶことが見込まれる計画について，公立大学法人福知山公立大学による自己評価及び公立大学法人福知山公立大学評価委員会による評価(以下「自己評価等」という。)を以下の方法で行うこととする。 (1) 予定していた事業を実施できなかった計画又は一部実施できなかった計画のうち当該計画の趣旨を踏まえた代替策等を実施したものについては，その実施状況を踏まえた自己評価等を行う。 (2) 予定していた事業を実施できなかった計画のうち，代替策等を検討したが，いずれも実施できなかったことがやむを得ない場合は，「評価不能」とし，大項目の平均値の算出対象から除外する。 (3) 全体評価は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたものとする。</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症の影響の有無は，法人において事業ごとに判断するものとする。</p>		<p>4 評価を受ける法人が留意すべき事項 評価委員会としての基本的な考え方は上記のとおりであるが，評価を受ける法人が留意すべき事項は以下のとおりである。 (1) 法人は，自己点検・評価の結果や自己改善等の方法等について，市民の視点に立って，分かりやすい説明を行うよう留意する。 (2) 法人は，目標の達成に向け，組織内の責任の所在を明確にし，自己点検・評価の実施体制を確立する。</p> <p>5 その他 この業務実績評価の基本的な考え方は，必要に応じ，評価委員会に諮ったうえで見直しを行う。</p>
項目	時期	実施内容																														
1 第1回評価委員会(法人ヒアリング)	7月5日(火)	・令和3年度業務実績報告書等 ・委員による質疑、意見交換																														
2 評価書原案の作成	7月18日(月)	・評価委員が評価書原案を作成(事務局にて集約)																														
3 第2回評価委員会(評価書審議)	7月21日(木)	・業務実績評価(項目別評価)																														
4 第3回評価委員会(評価書審議)	8月2日(火)	・業務実績評価(全体評価)																														
5 評価書の確定	8月12日(金)	・市長に報告(8月23日(火)予定)																														
6 評価書の公表	9月	・公表(9月議会報告案件)																														
7 第4回評価委員会	10~11月	・次年度改善策 ・次期中期目標についての意見聴取																														
8 第5回評価委員会	1~2月	・次期中期計画についての意見聴取																														